

第 24 期 第 32 回
別海町農業委員会総会議事録

令和5年1月31日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 3 2 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 5 年 1 月 3 1 日)

○開催日時 令和 5 年 1 月 3 1 日 (火)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 農地等に係る贈与税の納税猶予に関する証明について |
| 日程第 11 | 議案第 7 号 | 賃借料情報の提供について |

○出席委員（23名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
4番	市	川	義	晴	5番	石	毛		剛
6番	藤	田	浩	義	7番	中	洞		薫
8番	加	藤	真	純	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	13番	小	島	和	敏
14番	羽	石	健	一	15番	加	藤		広
16番	内	藤	宏	幸	17番	阿	部		浩
18番	藤	井		実	19番	木	幡		誠
20番	浦	山	宏	一	21番	山	田	良	雄
23番	林		武	雄	24番	伊	藤	一	吉
25番	竹	花	新	吉					

○欠席委員（3名）

9番	畠	山	友	子	12番	中	村	繁	男
22番	押	田	賢	二					

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	棧	木	直人
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	齊	藤	一真
総務担当	主事	佐	藤	大樹

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

13番	小	島	敏	14番	羽	石	健	一
-----	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席13番 小 島 敏 ⑩

議席14番 羽 石 健 一 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので、小野会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 4 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 32 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 23 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 9 番畠山委員、12 番中村委員、22 番押田委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。13 番小島委員、14 番羽石委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 7 件ございます。1 号及び 2 号について、農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いましたが双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議していただく予定です。3 号から 7 号について、農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について一時貸付けを行う内容であります。旧所有者につきましては [] さん外 [] 名となっております。今後の取扱いについては後

の議案第４号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第１号、あっせん候補者、札幌市中央区北５条西６丁目１番地２３、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地、。あっせん委員、山田委員外７名。あっせん結果、不成立。

第２号、あっせん候補者、同上。あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、丁目番
— 号、。あっせん委員、加藤真純委員外５名。あっせん結果、不成立。

第３号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。農地の所有者、札幌市中央区北５条西６丁目１番地２３、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、山田委員外７名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 円。

次号から第７号までの農地の所有者、あっせん委員については同文ですので朗読を省略します。

第４号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 円。

第５号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 円。

第６号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、— 、 m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 円。

第７号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、— 外 筆、計 m^2 。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 円。

以上で報告第１号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第１号の事務局説明が終わりました。それでは、調整に当たられた委員の説明を求めます。１号及び２号は不成立案件ですので事務局説明とさせていただきます。３号から７号までの成立案件につきまして、２１番山田委員お願いします。

○２１番 山田委員

はい、御説明いたします。この土地は元 さんのもので、一昨年に本人が亡くなったため３人のお子さんが相続し、北海道農業公社の事業で５

軒の農家に売買することになりました。今回その5軒の農家が北海道農業公社より一時貸付を受け、5年後の買取りを目指して、何かと厳しい時ですが頑張ってくださいことになりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（齊藤主事）

報告第2号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年11月28日開催の第30回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります12月22日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。また、1号について[]番[]委員に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（齊藤主事）

報告第3号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

議案朗読前に本件における内容を御説明いたします。これまで、当農業委員会では一時転用における完了の現地確認のみ行っておりましたが、令和2年11月10日から20日にかけて行われた農林水産省による事務検査において、永久転用についても完了後の現地確認を行うよう指摘があったものです。その後、令和3年3月26日開催の総会後の協議において指摘事項の対応方針が決定されたことを受け、令和3年度及び令和4年度に農地転用許可を行った案件について、令和4年12月15日及び令和5年1月11日に現地調査を行ったものであります。今回は過去の案件をまとめて現地確認を行ったため事業完了日から時間が経過している案件もありますが、次年度以降は事業完了後速やかに現地確認を行う予定であります。永久転用完了後の現地確認については、農林水産省より、農業委員会として転用の完了を適正に確認できるのであれば方法は問わないとのことでしたので、事務局のみで現地確認を行うこととしております。

それでは議案の朗読に移ります。本件につきましては、過去の総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、申請者、内容、事業完了年月日のみ朗読します。

第1号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、バンカーサイロ、[]㎡。事業完了年月日、令和3年12月31日。

第2号、申請者、同上。内容、牛舎外、計[]㎡。事業完了年月日、令和4年7月31日。

第3号、申請者、同上。内容、住宅外、計 [] m²。事業完了年月日、令和4年8月31日。

第4号、申請者、 [] 番地の []、 []。内容、牛舎外、計 [] m²。事業完了年月日、令和4年6月30日。

第5号、申請者、 [] 番地の []、 []。内容、バンカーサイロ外、計 [] m²。事業完了年月日、令和3年12月31日。

第6号、申請者、同上。内容、ロール置き場外、計 [] m²。事業完了年月日、令和4年8月31日。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局による現地確認案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（齊藤主事）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は20件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地、[]。借人、[]
[]番地の[]、[]
解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権、契約期間、令和4年6月23日から令和9年6月22日まで。合意解約成立の日、令和5年1月11日。土地の引渡しの時期、令和5年1月12日。

第2号、貸人、同上。借人、[]番地の[]、[]
[]。解約する土地、[]－[]外[]
筆、計[]m²。契約の内容、利用権の種類、同上。契約期間、同上。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 1 号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 6 議案第 2 号

○議長（小野会長）

日程第 6 議案第 2 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 2 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づきあつせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第 16 条第 1 項の規定により当会は別海町長に対し同条第 2 項の規定による通知をするよう要請する。

本案は 2 件ございます。先の報告第 1 号で不成立となった案件の農地所有者からあつせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。第 1 号及び第 2 号は同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1 あつせんの申出者及び農用地の所在等、あつせんの申出者とあつせんの対象地につきましては報告第 1 号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和 5 年 1 月 17 日。2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、あつせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 2 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第 2 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 7 議案第 3 号

○議長(小野会長)

日程第 7 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(齊藤主事)

議案第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第 3 条の許可申請につきましましては、別添資料の調査表のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第 1 号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借により農地所有適格法人へ貸し付けるものである。借人は、農地所有適格法人設立のため使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から 40 年間。

第 2 号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である二男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和 5 年 2 月 28 日から 40 年間。

第 3 号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、

。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、－外筆、計m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和５年２月２５日から４０年間。

以上で、議案第３号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第３号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。１号につきましては８番加藤真純委員。２号につきましては１４番羽石委員。３号につきましては１６番内藤委員。

それでは１号につきまして、８番加藤真純委員お願いいたします。

○８番 加藤真純委員

はい、説明いたします。第１号のさんの件ですが、今回、さんの娘であるさんが法人を設立したことに伴いまして、さん名義の農地を法人に使用貸借により貸し付けるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、２号について１４番羽石委員お願いいたします。

○１４番 羽石委員

はい、御説明いたします。さんが、現在、経営の主体である二男のさんに全地使用貸借するもので、期間は４０年間となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、３号について１６番内藤委員お願いいたします。

○１６番 内藤委員

はい、説明いたします。さんと後継者のさんの使用貸借の期限が到来したことによる再設定です。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第３号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第３号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第３号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 8 議案第 4 号

○議長（小野会長）

日程第 8 議案第 4 号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第 4 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により決定を求める。

本案は全部で 6 件ございます。内訳は利用権の設定が 5 件、利用権の移転が 1 件でございます。それでは利用権の設定から朗読させていただきます。

利用権の設定の第 1 号につきましては、報告第 1 号と内容が重複いたしますので、設定する利用権から朗読いたします。

第 1 号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和 5 年 2 月 1 日。終期、令和 9 年 11 月 28 日。借賃、年間 〇〇〇〇 円。借賃の支払いの方法、毎年、12 月 10 日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第 5 号までの利用権の種類、内容、始期、終期、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

利用権の設定の第 2 号から第 5 号につきましては、報告第 2 号と内容が重複いたしますので、設定する利用権から朗読いたします。

第 2 号、設定する利用権、借賃、年間 〇〇〇〇 円。

第 3 号、設定する利用権、借賃、年間 〇〇〇〇 円。

第 4 号、設定する利用権、借賃、年間 〇〇〇〇 円。

第 5 号、設定する利用権、借賃、年間 〇〇〇〇 円。

続いて、利用権の移転です。

第 1 号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇。利用権の移転をする土地、〇〇〇〇 一 〇 外 〇 筆、計 〇〇〇〇 ㎡。利用権の設定を受ける者及び移転する利用権。移転前、住所氏名、〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇。利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和元年 6 月 25 日。終期、令和 6 年 6 月 24 日。借賃、年間 〇〇〇〇 円。借賃の支払いの方法、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込むものとする。移転後、住所氏名、〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇。利用権の種類、同上。内容、同上。始期、令和 5 年 2 月 1 日。終期、令和 6 年 6 月 24 日。借賃、同上。借賃の支払いの方法、同上。利用権移転の時期、令和 5 年 2 月 1 日。調整委員、藤田委員、藤井委員。

以上で議案第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 4 号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた

委員の説明を求めたいと思います。利用権の設定につきましては報告第1号で説明済みですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは利用権の移転の1号につきまして、6番藤田委員お願いします。

○6番 藤田委員

はい、御説明します。[]さんから[]さんへの経営移譲に伴い、[]さんの土地の利用権を[]さんから[]さんへ名義変更するものとなります。よろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（齊藤主事）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

1号につきまして、15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、御説明いたします。昨年の畑評価の時に推進班で確認してきた場所です。周りが松と牧柵に囲まれており、以前は若牛パドックに使われていたところで雑種地として問題ないと見てまいりましたのでよろしくお願いいた

します。

○議長（小野会長）

議案第 5 号の委員説明が終わりました。ここで議案第 5 号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 5 号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 10 議案第 6 号

○議長（小野会長）

日程第 10 議案第 6 号「農地等に係る贈与税の納税猶予の適用に関する証明について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（齊藤主事）

議案第 6 号、農地等に係る贈与税の納税猶予の適用に関する証明について。次の者が租税等特別措置法第 70 条の 4 第 1 項及び同条第 6 項並びに同法第 70 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用を受けるに関し「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて（令和 3 年 4 月 1 日付け農林省構造改善局長通知）」において規定する事項に該当する旨の証明をする。

本議案は農地等についての贈与税の特例適用を継続して受けるため、申告期限の翌日から起算して 3 年ごとに継続届を提出する必要があります。提出する届出書には農業を引き続き行っている旨の証明など、農業委員会の署名を必要するとされていることから、その要件に該当する旨の証明についてお諮りするものです。本年度の対象者につきましては、自らが農業経営を続けていることを証明する租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項該当者が 6 件。特定貸付を行っていることを証明する同法第 70 条の 4 の 2 第 1 項該当者が 4 件。また、その受贈者が農業者年金受給に伴い推定相続人の一人に使用貸借し、推定相続人が営む農業に従事していることを証明する同法 70 条の 4 第 6 項該当者が 1 件の計 11 件です。

以上で議案第 6 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 6 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては

納税猶予の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

議案第6号の7号につきましては、 委員に関する案件ですので、 番
 委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

それでは、議案第6号の7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第6号の7号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長(小野会長)

議事を再開いたします。

議案第6号の8号につきましては、 委員に関する案件ですので、 番
 委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

それでは、議案第6号の8号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第6号の8号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長(小野会長)

議事を再開いたします。

それでは、議案第6号の7号と8号を除きまして質疑を受けたいと思います
す何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第6号の7号と8号を除きまして原案
のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第7号

○議長(小野会長)

日程第11 議案第7号「賃借料情報の提供について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

議案第7号、賃借料情報の提供について。農地法第52条の規定に基づく
農地の賃借料情報について、次のとおり提供を行うものとする。本件は議案
書記載のとおり牧草畑について各推進委員会別に1ヘクタール当たりの平均
額、最高額、最低額及びデータ数を記載しております。こちらは朗読を省略
させていただきます。集計に当たりましては、令和4年1月1日から令和4
年12月31日までのデータを集計しております。賃借料情報につきまして
本総会議決後に町ホームページ等を通じて広く周知したいと考えております。

また、参考までに別海町全域の1ヘクタール当たりの平均額を申し上げさ
せていただきます。平均額は2万6,128円でございます。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても、
事務局説明のみとさせていただきます。

ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ご
さいませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第7号を原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第32回総会を閉会します。